

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	省	財務省
二十	平成十六年	条件等	十	令	省告示	第	三十	行	成	國債
一一	成十六年	十六年	年	月	月	月	年	月	年	年
募	發	振	額	最	払	發	用	振	の	成
の	經利集	替	低	込	行	發	等	替	法	省
払	過の行	單	額	面	行	行	項	及	律行	告示
込	利価	位	金	面	方	方	の	び	之	第
み	子率格日		金	額	額	法	適	そ	拠記	四百六十六号
(一)	年額平す額の振	五	二	額	の	日機用	成社	二	關の平回	利付
す	出額	面成るの記替	万	百	面取本	十債十	十債十	十	利回り	第六条第一項に
る	しに日	・金十。整載法	円	億	郵	受替三等	二	め十	付	関する省令
る	しに日本	六額六数又の	金	千	政	日け法年	年	六	付	第
し	期た加本	郵巴百年倍は規	元	及	公	法振	法	六	付	六十六号
に	日金え郵政	・円十の記定	百	二	銀	替	替	六	付	付
に	払を次公	セに月金録に	百	二	行	第	第	六	付	付
い	い第の社	ンつ二額はよ	萬	二	の	二	二	六	付	付
込	込十算總裁	トき十九によ最振	億	二	と	平	平	六	付	付
む	九式裁は、	百九円日る低替	円	一	う	の	の	六	付	付
も	も号に、	十も額口の面座	円	一	七	五	五	六	付	付
の	と規り込	十一錢との面簿	錢	一	關	の	の	六	付	付
す	す定算金				行	法	定	六	付	付

十	十	十	十
七	六	五	四
元	償	償	後
利	還	還	第
金	金	期	の
支	額	限	二
子			利
			期
			以

毎年三月二日とし、以前、日及び九月二十日に属する日は、支払期に属する月間の各支払に付する。前う以降の各月間の支払は、その月の二十日までに支拂ふものとする。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

平成十七年三月二十日う。式月に二に算を支出ししおうるしりょう。いへと、支払は規下規定、期た

十三 初期利子

(二) 発行時に係る所得税が源泉徴収されるものに座に記載又は記録されることは、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時に外國法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時に外國法人である場合に非居住者又は外國法人を適用する所徴税の税率と乗じた金額)を控除することができる。)

額面金額の総額× $\frac{0.6}{100} \times \frac{39}{365}$

る。

十九  
八

払募  
込集  
期期所  
日間

平十平  
成六成  
十年十  
六十六  
年月年  
十二十  
月十月  
二五十  
十日九  
九ま日  
日でか  
ら  
平  
成